

平成29年11月9日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人 信託協会

「民事執行法の改正に関する中間試案」に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

「民事執行法の改正に関する中間試案」に関する意見

該当箇所	意見
第 1 債務者財産の開示制度の実効性の向上 2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設 (2) 制度の対象とする第三者と情報の具体的な範囲	預貯金債権や投資信託受益権等への言及があるが、信託については、貯蓄や資産運用以外にも、資産承継など様々な目的で利用されている。このため、信託受益権には、契約内容やスキームによって、受託者による情報提供に適さないものがあり、また、仮に情報提供に適するものであるとしても、提供にかかる事務負担やコストは、預貯金等とは大きく異なりうる。さらに、受益者保護の観点から、提供する情報を一定の範囲に限定する必要もありうる。今後、信託受益権を制度の対象とするかどうかについて検討される場合には、他の金融商品との平仄も勘案するとともに、金融機関の実務に照らして実効性があり、かつ、過度の負担とならないよう、慎重な検討をお願いしたい。